

平成22年6月1日

農林水産省経営局協同組織課共済班課 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

JA共済連の柔道整復師医療受診妨害防止の要望

要望の趣旨

JA共済連（以下「JA」という。）が交通事故患者の柔道整復師（以下「整復師」という。）医療選択に対し、難癖をつけ、「言う事を聞かなければ弁護士を立てるから、そこで対応しろ。」というまるで優越的地位乱用の恫喝対応を行う問題について、事情調査のうえ、再発防止周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

患者が、被害者意識過剰で保険制度を悪用乱用する場合や整復師が患者の医学医療の不案内を突き、迎合診療・押し売り診療などを行う場合は格別、そうした問題が無いにもかかわらず、患者の医療選択権の自由として整復師医療も対象として認められているものを、要は、整復医療受診妨害には手段を選ばずと難癖をつけ、文句があるなら弁護士へ依頼するから、そこへ行けという対応の保険者の優越的地位乱用問題の注意です。本問同様問題は既にくり返し注意を受け、その都度、再発防止周知徹底が図られたところですが、今回、山形県で発生しました。一見、如何にも受診妨害注意の為に言動に注意を行っているようですが、実は、なぜ、敢て、くり返し整復医療受診に異をとる原因・理由は何もありません。それでも「不払い」で、後は、弁護士と対応しろという事です。患者や整復師の足元を見越し、「泣き寝入り」や「諦めるだろう」の態度の疑問です。今回件に「特段の異様」があれが、その証明の大事で、その不在ならばJA共済の資質問題とされるものです。調査のうえ適切措置を賜るようお願い申し上げます。